

主要統計調査等一覧

主管課統	統計調査名 調査の種類		目的	根拠法規等	実施機関 統	調査対象		選定	把握期日又は 把握期間	周 期				
	地 域	単 位 属 性												
計	学校基本調査 (基)		学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政の基礎資料とする。	統計法 学校基本調査規則	文部科学大臣 県知事 市町村長 学 校	県内全域	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の全校並びに市町村教育委員会	全 数	5月1日現在	毎 年				
	毎月勤労統計調査 (基)	第一種事業所調査	事業所の雇用、労働時間及び賃金の毎月の変動を明らかにし、労働・経済政策の基礎資料とする。	統計法 毎月勤労統計調査規則	厚生労働大臣 県知事 事 業 所	県内全域	厚生労働省が指定する常用労働者を常時30人以上雇用する事業所	抽 出	毎月末(給与締切日がある場合は締切日)	毎 月				
		第二種事業所調査									厚生労働省が指定する調査区の常用労働者を常時5～29人雇用する事業所	抽 出	毎月末(給与締切日がある場合は締切日)	毎 月
		特別調査									厚生労働省が指定する調査区の常用労働者を1～4人雇用する事業所			
小売物価統計調査(動向編) (基)	国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金及び家賃を調査し、消費者物価指数作成の資料とする。	統計法 小売物価統計調査規則	総務大臣 県知事 指 導 員 調 査 員 店 舗 等	2 市	富山市、射水市において知事が選定した事業所及び世帯	抽 出	毎月12日を含む週の水、木又は金曜日(ただし、生鮮食品、切り花は5、12、22日を含む週の水、木又は金曜日)	毎 月						
小売物価統計調査(構造編) (基)	小売物価統計調査(動向編)での調査に加え、地域別価格差調査を実施し、地域別の物価を明らかにする。	統計法 小売物価統計調査規則	総務大臣 県知事 指 導 員 調 査 員 店 舗	1 市	高岡市(地域別価格差調査)において知事が選定した事業所	抽 出	毎月12日を含む週の水、木又は金曜日	隔 月						
家計調査 (基)	国民の家計の実態を調べて家計収支の分布と構造及びその地域的差異を明らかにし、各種の経済施策の基礎資料とする。	統計法 家計調査規則	総務大臣 県知事 指 導 員 調 査 員 世 帯	3 市	富山市、射水市、滑川市における全世帯(学生単身世帯等を除く)から抽出	抽 出	毎月1期(1日～15日)2期(16日～末日) 期間6か月(二人以上の世帯)、3か月(単身世帯)	毎 月						

調 査	住民基本台帳 人口移動報告 (そ)	住民基本台帳法の規定に基づき、市町村長が作成する住民基本台帳により人口の移動状況を明らかにする。	住民基本台帳法 住民基本台帳人口移動報告要領	総務大臣 県知事 市町村長	県内全域	住民基本台帳法の規定による届出及び職権で、住民票に記載、削除された者	全数	1月1日～12月31日 (毎月1日～月末)	毎月	
	国勢調査 (基)	全国・都道府県・市区町村の人口・世帯・産業構造等の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。	統計法 国勢調査令	総務大臣 県知事 市町村長 指導員 調査員 世帯	県内全域	原則として調査期日現在、我が国に生活の本拠を有する人	全数	10月1日現在	5年毎	
	経済センサス —基礎調査 (基)	甲調査	すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。	統計法 経済センサス 基礎調査規則	総務大臣 事業所	県内全域	農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除くすべての事業所	全数	6月1日(平成21年、平成26年の調査は7月1日現在)	5年毎
		乙調査					国及び地方公共団体のすべての事業所		6月1日(平成21年、平成26年の調査は7月1日現在)	
	経済センサス 〔「経済センサス-活動調査」〕 (基)	全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の統計調査であり、日本の経済活動の実態を明らかにする。	統計法 経済センサス 活動調査規則	総務大臣 経済産業大臣 県知事 市町村長 指導員 調査員 事業所	県内全域	農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く事業所・企業	全数	6月1日現在	5年毎	
	農林業センサス (基)	我が国の農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、行政施策立案の基礎資料とする。	統計法 農林業センサス 規則	農林水産大臣 県知事 市町村長 調査員 農林業経営体	県内全域	農林業経営体調査: 農林産物の生産又は委託を受けての農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者	全数	2月1日現在	5年毎	
漁業センサス (基)	我が国の漁業の基本構造の現状と動向を明らかにし、行政施策立案の基礎資料とする。	統計法 漁業センサス規則	農林水産大臣 県知事 沿海市町長 調査員 漁業経営体	沿海市町	漁業経営体調査: 海面に沿う市町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体	全数	11月1日現在	5年毎		

労働力調査 (基)	国民の就業及び不就業の状態を調査し、雇用対策等の資料とする。	統計法 労働力調査規則	総務大臣 県知事 指導員 調査員 世帯	県内全域	総務省が指定した国勢調査区域内から抽出した世帯、及びその世帯に居住する15才以上の者	抽出	毎月末日（ただし、12月は26日）	毎月
学校保健統計調査 (基)	学校における幼児、児童及び生徒の発育と健康状態を把握し、学校保健行政の基礎資料とする。	統計法 学校保健統計調査規則	文部科学大臣 県知事 学校	県内全域	文部科学大臣が指定する幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に在籍する満5才から17才（4月1日現在）までの幼児、児童及び生徒	抽出	4月～6月	毎年
人口移動調査 (県)	本県人口の毎月の移動者数を調査し、人口の性別、年齢別構成及び地域間移動状況の実態を把握することにより、各種行政施策の基礎資料とする。	富山県人口移動調査要綱	県知事 市町村長	県内全域	住民基本台帳法の規定に基づく住民票に記載又は削除のあった者	全数	毎月1日午前零時現在	毎月
富山県鉱工業指数作成調査 (県)	県内の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料とする。	富山県統計調査条例、富山県鉱工業指数作成調査要領	県知事 事業所	県内全域	日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属する事業所及び団体もしくは行政機関のうち、知事が指定する事業所等	抽出	毎月末日現在	毎月

課

医 務 課 勞 働 政 策 課 農 業 經 営 課 河 川 課 県 民 生 活 課	人口動態調査 (基)	人口動態事象(出生、死亡、死産、婚姻、離婚)を把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る。	統計法 人口動態調査令 人口動態調査令施行細則 死産の届出に関する規程 戸籍法等	厚生労働大臣 ↓ 県知事 ↓ 厚生センター長 ↓ 市町村長	県内全域	市町村に届け出される出生・死亡・死産・婚姻及び離婚届	全数	1月1日～12月31日 (毎月1日～月末)	毎月
	労働争議統計調査 (一)	労働争議の発生状況を種類別、産業別、企業規模別、加盟主要団体別、要求事項別等に調査し、その実態を明らかにする。	—	厚生労働大臣 ↓ 県知事	県内全域	労働組合	全数	毎月末現在	毎月
	労働組合基礎調査 (一)	労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等を調査し、その実態を明らかにする。	—	厚生労働大臣 ↓ 県知事 ↓ 労働組合	県内全域	労働組合	全数	6月30日現在	毎年
	農地の権利移動・借賃等調査 (一)	農地の権利移動及び転用の状況等を調査し、もって農地の農業利用の増進及び利用関係の調整に資する。	農地法	農林水産大臣 ↓ 県知事 ↓ 市町村農業委員会	県内全域	農地法3、18条の処理状況、農地転用の処理状況、許可・届出以外の農地面積	全数	1月1日～12月31日	毎年
	水害統計調査 (一)	異常気象により発生した水害についての被害を把握し、治水等の行政施策に必要な基礎資料とする。	水害統計調査要綱	国土交通大臣 ↓ 県知事 ↓ 市町村長 ↓ 公益事業所	県内全域	公共土木施設・一般資産・公益事業	全数	1月1日～12月31日	毎年
	地価調査 (そ)	県内基準地の地価を調査し標準価格を公表し、国の行なう地価公示とあわせ、一般の土地取引価格に目安を与え、適正な地価の形成に寄与する。	国土利用計画法施行令	県知事 ↓ 不動産(各地点)	県内全域	基準地1平方メートルあたりの価格(林地は10aあたりの価格)	226 地 点	7月1日現在	毎年

(基) ……基幹統計調査 : 統計法第2条第4項に規定する基幹統計(国勢統計やその他総務大臣が指定した国の重要な統計)

(一) ……一般統計調査 : 国が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの

(県) ……県基幹統計調査: 県統計調査(統計の作成を目的として、県が個人又は団体に事実の報告を求めることにより行う調査)

(そ) ……その他 : 行政記録を基に作成される統計(業務統計)